

# 嘱託職員就業規則

平成27年4月1日施行

## (総則)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の嘱託職員の就業に関する事項を定める。

2 この規程に定める事項のほか、嘱託の就業に関する事項については、労働基準法その他関係法令の定めるところによる。

## (嘱託の委嘱及び委嘱期間)

第2条 理事長は、本機関の業務のため必要があると認めた場合は、嘱託を委嘱することができる。

2 嘱託の委嘱期間は、1年以内とし、満65歳に達した日の属する月の末日を限度とする。ただし、必要があると認めた場合は、65歳を超えて委嘱することができる。

## (委嘱の区分)

第3条 嘱託は、その委嘱する業務により、常勤嘱託と非常勤嘱託に区分する。

## (労働条件の明示)

第4条 嘱託の委嘱に際しては、次の各号に掲げる事項を記載した書面の交付及びこの規則を周知して労働条件を明示するものとする。

- 一 委嘱期間に関する事項
- 二 給与に関する事項
- 三 就業場所及び従事する業務に関する事項
- 四 勤務時間、休日及び休暇に関する事項
- 五 解嘱に関する事項
- 六 その他必要事項

## (勤務)

第5条 勤務については、電力広域的運営推進機関就業規則（以下「就業規則」という。）第3章を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇の付与日数については、就業規則第25条を準用せず、次条による。

(嘱託の年次有給休暇)

第6条 嘱託の年次有給休暇の付与日数については、次の表のとおり与える。

	委嘱月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
労働日数	5日/週	15日	14日	13日	11日	10日	9日	8日	6日	5日	4日	3日	1日
	4日/週	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
	3日/週	9日	8日	8日	7日	6日	5日	5日	4日	3日	2日	2日	1日
	2日/週	6日	6日	5日	5日	4日	4日	3日	3日	2日	2日	1日	1日
	1日/週	3日	3日	3日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	1日	1日	0日

2 当該年度に付与された年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合は、当該年度の付与日数を上限として残日数を繰り越すことができる。この場合において、翌年度はこれらの繰り越し分から先に取得する者とする。

(給与)

第7条 嘱託の給与については、常勤嘱託については月額を、非常勤嘱託については日額をそれぞれ基本とし、業務の内容、経歴等を考慮して決定する。

2 給与については、特に必要があると認められる場合には、これを増額又は減額することができる。

3 通勤手当は、常勤嘱託については職員給与規程（以下「給与規程」という。）第13条を準用し、非常勤嘱託については実費を支給する。

(給与の支給日等)

第8条 給与の支給日等については給与規程第3条を準用する。

(退職手当)

第9条 退職手当は支給しない。

(出張旅費)

第10条 業務により出張する場合は、本機関の定める職員旅費規程を準用する。なお、交通費、宿泊・日当の適用区分は、業務の内容、経歴等を考慮して決定する。

(解嘱)

第11条 嘱託が次の各号の一に該当する場合は、解嘱することができる。

- 一 自己の都合により解嘱を願い出たとき
- 二 精神又は身体の障害により業務に堪えられないと認められる場合
- 三 機関の業務が継続できなくなった場合その他やむを得ない業務上の都合により必要が生じた場合
- 四 その他各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

2 前項第2号から第4号の規定により解嘱する場合は、30日前までに予告しなければならない。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮する。

(服務規律)

第 1 2 条 服務規律については、就業規則第 5 章を準用する。

(表彰)

第 1 3 条 表彰については、就業規則第 3 9 条及び第 4 1 条を準用する。

(懲戒)

第 1 4 条 懲戒については、就業規則第 6 章第 2 節を準用する。

(安全衛生)

第 1 5 条 安全衛生については、就業規則第 7 章を準用する。

(災害補償)

第 1 6 条 災害補償については、就業規則第 8 章を準用する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。